

桜ニュータウン自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、桜ニュータウン自主防災組織(以下「本組織」という。)と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本組織は、桜ニュータウン自治会の下に置き、事務局は本組織の防災長宅に置く。

(目的)

第3条 本組織は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災計画の立案に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防火・防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (4) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関すること。
- (6) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (7) 他組織との連携に関すること。
- (8) その他本組織の目的達成のために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、桜ニュータウンにある世帯(以下「会員」という。)をもって構成する。

(防災員)

第6条 防災員は、本組織の行う防災活動の事業を実施するため、自発的に参加し、協力する会員をもって構成する。

2 防災員は、全会員の参加・協力の基に、下記の事業を行う。

(1) 平常時には、防災役員会から運営を委任された下記の事業を行う。

- ① 防災訓練の実施
- ② 防災に関する知識の普及・啓発
- ③ 地震等の災害予防・軽減のための機能強化
- ④ 防災資機材等の備蓄・管理等

(2) 前項の事業推進のために防災長は防災員による防災会議を招集する。

(3) 地震等の発生による異常時には、活動できる防災員及び会員を中核として、災害対策本部長(防災長または代行者)の指揮の下で下記の活動を行う。

- ① 情報の収集・伝達
- ② 初期消火
- ③ 救出・救護、避難誘導等
- ④ 他組織との連携等

3 防災員及び会員が、防災活動の実施中に発生する事故等については、自他ともに責任を問わない。

(役 員)

第7条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 防災長 1 名
- (2) 副防災長 若干名
- (3) 防災幹事 若干名
- (4) 会計 2 名
- (5) 書記 2 名

2 役員は会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 任 務)

第8条 防災長は、本組織の運営を総括するとともに、震災等の緊急時においては、自治会会長の承認のもとに、桜ニュータウンにおける防災活動の指揮を執る。

2 副防災長は、防災長を補佐し、防災長に支障がある場合は、その職務を代行する。

3 防災幹事は、防災長の指揮の下で情報部会・ひなん支援部会・訓練部会等を運営し、防災員の行う防災活動に関する事業を支援する。

4 会計は、金銭の出納を記録し、保管の任にあたる。

5 書記は諸会議の議事を記録し、自主防災組織の事業記録の保管並びに防災だよりの編集等を行う。

(総 会)

第9条 本組織の総会(以下「本総会」という。)は、全会員をもって構成する。

2 本総会は、毎年一回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 本総会は、防災長が招集し、会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数をもって決する。

4 本総会は、次の事項を審議する。

- (1) 防災計画に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) その他、特に必要と認めたこと。

5 本総会は、その付議事項の一部を、第10条が定める防災役員会に委任することができる。

(防 災 役 員 会)

第10条 防災役員会は、役員をもって構成し、防災長がこれを招集する。

2 防災役員会は、次の事項を審議し実行する。

- (1) 本総会に提出すべきこと。
- (2) 本総会により委任されたこと。
- (3) その他防災幹事が特に必要と認めたこと。

(顧 問)

第11条 顧問は、桜ニュータウン内外の有識者で構成する。

2 顧問は、防災長の下に置く。

3 顧問は、本組織の防災能力及び他組織との連携強化等について、防災長からの諮問に答申する。

4 顧問は、必要に応じ防災役員会に出席する。

(防災計画)

第12条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画(自主防災組織台帳、地域防災カルテ及び地域防災マップ等を含む)を作成し、状況に合わせて柔軟に構成する。

2 防災計画は次の事項から構成する。

- (1) 防災計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。
- (4) 防火・防災知識の普及に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経 費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は毎年1回、桜ニュータウン自治会の監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

付則

この規約は、平成24年9月20日から実施する。

平成27年 4月 1日規約一部改定